

令和元年 第6回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和元年6月25日(火)

令和元年 第6回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和元年6月25日(火)	開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	吉澤 英彰	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	吉澤 英彰	○	—	坂本 克次	○
会長代理	入 文隆	○	—	小暮 榮	○
1	青木 猛	○	—	橋爪 一松	○
2	川田 貴之	○	—	小林 進	○
3	藤島 廣二	×	—	横尾 邦雄	○
4	黒澤 順子	○	—	須賀 庄衛	○
5	松本 初美	○	—	清水 晴保	○
6	敷地 友好	○	—	松下 幸治	○
7	並木 利明	○	—	石関 準一	○
8	板垣 幸一	○	—	安藤 利一	×
9	松本 保夫	○	—	関根 健次	○
10	根岸 好行	×	—	岩田 弘一	×
11	和田山 玉彦	○	—	齊藤 直	○
12	紙田 晴夫	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席委員は12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和元年第6回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号11番 和田山 玉彦 委員 議席番号12番 紙田 晴夫委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長 事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から11番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、借人 群馬県高崎市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 284㎡、地目は田、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、貸人の孫になります。形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。借人は現在借家暮らしをしておりますが、自己用住宅を建設するため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△の△ (株) 〇〇〇〇、譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 325㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は宅地造成です。譲受人の職業は建築・不動産業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。申請地は区画整理地内で宅地造成後整備された土地を希望者に販売するため申請となりました。</p>

3番ですが、借人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏、貸人 上里町大字〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 284㎡、地目は田、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、借人の職業は会社員、貸人の子になります。形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。借人は現在借家暮らしをしており、子供の成長に伴い自己用住宅を建設するため申請となりました。

4番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△の△ (株) 〇〇〇〇 (代) 〇〇 〇〇氏、譲渡人 本庄市〇〇△△△の△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 161㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売住宅、譲受人の職業は建設業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。申請地は住宅に囲まれ大型商業施設も多く住宅需要が見込まれるため申請となりました。昭和54年に一度、住宅用地で転用許可となりましたが農地でございます。今回砂利が敷いてあったため始末書を提出いただいています。

5番ですが、譲受人 美里町大字〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△の△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 267㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は会社員、形態は新設、申請地は農業振興地域内であり、第1種農地とみられます。借人は現在借家暮らしをしており、子供の成長に伴い自己用住宅を建設するため申請となりました。

6番ですが、譲受人 さいたま市〇〇△△△の△ 〇〇〇〇 (株)、(代) 〇〇 〇〇氏 譲渡人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1, 984㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は工場敷地拡張、譲受人の職業は管工事業、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地です。工場の敷地が手狭になり一部の倉庫を他の場所に借りているため、倉庫や資材置場を建設するため申請となりました。

7番ですが、賃借人 東京都〇〇区〇〇△の△の△ 〇〇〇〇 (株) (代) 〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 外2筆になります。7714㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取用地、賃借人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から40mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣へ

	<p>議 長</p>	<p>の配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>8番ですが、賃借人 東京都〇〇区〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇(代) 〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 6, 618㎡のうち5, 254㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は表土置場、形態は新設、申請地は農用地区域です。申請地は宅地から15mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。7番と8番につきましては昨年度の表土置き場と砂利採取が逆になったものです。</p> <p>9番ですが、賃借人 本庄市〇〇区〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇(代) 〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆になります。10, 866㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取用地、形態は新設、申請地は農用地区域内です。申請地は宅地から300mほどです。進達の際は、先ほどと同じ上記の指導遵守を条件として付します。</p> <p>10番ですが、賃借人 本庄市〇〇区〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇(代) 〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 3, 629㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、表土置場及び原石置場の目的です。賃貸人の職業は建材業、形態は新設、申請地は農用地区域内です。申請地は宅地から150mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>11番ですが、賃借人 本庄市〇〇区〇〇△の△の△ (株)〇〇〇〇(代) 〇〇 〇〇氏、賃貸人 上里町大字〇〇△△△ 〇〇 〇〇氏外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△ 9, 966㎡、地目は田、権利内容は一年間の賃貸借権設定、転用目的は搬出入路、表土置場及び原石置場、形態は新設、申請地は農用地区域内です。申請地は宅地から50mほどです。進達の際は、農地の復元、近隣への配慮、官公庁の指導遵守を条件として付します。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。</p> <p>担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。</p>
--	------------	---

	事務局から	1 番について、担当委員がいませんので事務局より説明します。この農地につきましては陸橋を渡って中山道の側になります。若干の草は生えておりますが問題ありません。
	橋爪 一松 委員	2 番について 住宅に囲まれているところであり問題ありません。
	橋爪 一松 委員	3 番について 先ほどの近くの農地で、問題ありません。
	和田山玉彦 委員	4 番について 問題ありません。
	小林 進 委員	5 番について 土曜日に黒沢委員と確認にいきましたが、疑問がありますので質問させてください。 すでに水道工事が終わっていました。メーターと蛇口があるのですが、前に申請がでていたのですか。
	事務局	現場には水道のメーターボックスがありましたが水は使えない状態になっています。閉栓キャップにより水は使えなくなっています。
	議長	代理人に確認したところ、当時の所有者が亡くなり相続で土地を受けたので把握できないそうです。水道課としては手洗いや農地に野菜に水を上げる関係で必要になるので、農地に水道を引き込むことは問題がないそうです。
	入 文隆 委員	ありがとうございます。続きまして7・8番についてお願いします。
		砂利の面積が大きいですが昨年度許可がされた農地なので問題ありません。農地の戻しについてお願いします。

<p>日程第3 議案第13号 別段面積の検討について</p>	石関 準一委員	9・10・11について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	小林 進 委員	上里町全体の中で上里町の農地が何割程度まで減少しても良いという基準がありますか。
	事 務 局	基準は特にありません。農業振興地域の青字については制限をさせていただきたい。それ以外は使用者の意向で農地転用等については条件等にあえば良いと考えております。
	小林 進 委員	田んぼの広がる中にポツンと家が建ってしまう案件が多くなってしまった場合にどうしたらよいのか
	事 務 局	分家住宅の場合まずは白地を持っている場合はそちらを優先的に誘導しています。 所有している農地が青字のみ場合でも、集落接続など隣が住宅に隣接している青字を優先という条件をだしています。
	議 長	ありがとうございました。外に質疑のある方はいらっしゃいますか。 質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	日程第3 議案第13号 別段面積の検討について、事務局による説明を求めます。	

[閉 会]	事 務 局	<p>【議案説明】</p> <p>別段面積とは、農地法第3条申請時に係る5反要件に関して、地域の実情によって規制の緩和ができるということで、少ない耕作面積であっても農地の所有権を取得することが出来るようにするというものであります。なお、国・県の指導により、別段面積は毎年の検討が必要であるとされています。</p> <p>上里町の場合は、ほぼ土地改良事業がされておりまして、経済状況や自然状況に地域差はないため、設定地域は町全体となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また前回の農業セイサスにおきまして、まち上里町の別段面積は50㍍を超えております。 ・続きまして3点目としまして遊休農地の解消のために新規就農を促進する必要があることが1つありますが、新規参入者が、増加することによって遊休農地解消に結びつくとは考えにくい。そのため50㍍に満たない新規就農者については農業経営基盤強化促進法による参入も可能であるので別段面積の設定は必要ないという検討結果案を提案いたします。
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>～挙手全員～</p>
	議 長	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>
	会 長 代 理	<p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和元年6月25日

議 長

印

(和田山 玉彦 委員)

署 名 人

印

(紙田 晴夫 委員)

署 名 人

印